

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第46回	平成22年 5月25日開催	午後6時30分から午後8時40分	人材育成センター研修室B
出席委員	別紙のとおり		
学識経験者	牛山氏		
検討連絡会議委員	なし		
事務局等	寺尾、徳永、武藤、濱野、林、山岸、高山		
傍聴者	1名		
配布資料	【資料1】第31回検討連絡会議資料一式 【資料2】第48回運営会次第(前半・後半) 【資料3】全体討議の進め方 【資料4】条例に盛り込むべき事項と留意点 区民検討会議案 検討項目7「議会の役割と責務」 【資料5】条例に盛り込むべき事項と留意点(修正) 区民検討会議案 検討項目3「行政の役割と責務」、4「(仮)行政の運営」、6「情報の共有」、16「税財政」 【資料6】盛り込むべき事項運営会案 検討項目7「議会の役割と責務」 【資料7】第44回区民検討会議開催概要		

1 開会

落合第二地区協議会の推薦を受けていた平岡徹委員が辞任することが報告された。後任については未定。

2 事務連絡等

以下の点に関して、配布資料が訂正された。

- 資料5「検討項目10～15、17～20の検討方針(運営会案)」の、
《未検討項目とその取扱いについて》検討項目 14「平和・人権」
「人権」は「区民の権利」で盛り込み済み

「人権」は「条例の基本的考え方」で盛り込み済み

喜治委員の委員資格について

喜治委員が中野区長選挙に立候補したことに関連して、区民検討委員の資格についての質疑応答があり、事務局の見解が以下のように示された。

- 立候補が、区民検討委員の欠格事由には当たらないと考えている。ご本人の意思を伺うべく、連絡をとっているところである。

3 運営会からの報告

今後の区民検討会議の進め方について

今後の進め方について、以下のとおりに検討を行った。

- 今まで検討された検討項目の「条例に盛り込むべき事項と留意事項」のうち、留意事項と覚書きを

可能な範囲で整理することとした。整理手順は、事務局で整理案のたたき台を作成の上、運営会で整理案を作成し、それを区民検討会議にて検討することとした。

- ・ 未検討の検討項目について、運営会としては、今後の検討は「外国人・暮らしの多様性」、「教育」、「子ども」の3つに整理してワークショップを行うこととしたい。その後、「国・他自治体との連携」、「進捗管理委員会」、「改正手続き」の検討を行うこととしたい。

第46会区民検討会議の進め方について

まず、今まで検討された検討項目の「条例に盛り込むべき事項と留意事項」のうち、留意事項と覚書きを整理すべく、運営会整理案を提示し、検討・確認を行う。次に、今後の検討方針（運営会案）を区民検討会議に諮る。さらに、時間が余った場合は、ワークショップを行う。

4 全体討議の進め方

全体討議の進め方について、以下の手順で進めることが説明された。

説明の詳細は別紙のとおり。

- ・ 運営会整理案に基づき、「条例に盛り込むべき事項と留意事項」の留意事項と覚書きについて、検討項目1「条例の基本的考え方」から、整理できる事項の確認や整理できる文言等の検討を行う。
- ・ 検討項目10～15、17～20の検討の内容及び検討順序の運営会案（今後の検討方針案）について、検討を行う。

5 全体討議

条例に盛り込むべき事項の留意点と覚書きについて

全体討議により、今まで検討された検討項目の「条例に盛り込むべき事項と留意事項」の留意事項と覚書きについて、以下のことが確認・変更の合意がなされた。

全体討議の詳細は別紙のとおり。

検討項目1「条例の基本的考え方」の覚書き

- ・ (基本理念)「区民(住民)主権」については別の検討項目で検討とされていたが、検討項目2「住民(区民)の権利と責務」で検討済みである。
- ・ 目的について、以下のように変更する。

(修正前) 理念(原則)に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、
区民・議会・行政の役割(権利・責務)を明らかにする

(修正後) 理念(原則)に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、
区民の権利と責務並びに議会及び行政の役割と責務を明らかにする

検討項目2「住民(区民)の権利と責務」の覚書き

- ・ 「住民投票の権利」については別の検討項目で検討とされていたが、検討項目8「住民投票」で盛り込み済みである。
- ・ 「財政への提言」については別の検討項目で検討とされていたが、検討項目4「(仮)行政の運営」及び検討項目16「税財政」で検討済みである。

検討項目5「区民参加の仕組み」の覚書き

- ・ (地域自治)コミュニティの必要性については別の検討項目で検討とされていたが、検討項目9「地域の基盤」の地域自治組織(2) - 地域社会(コミュニティ)の活性化として盛り込み済みである。

- ・ (地域自治)地域自治組織の権限については別の検討項目で検討とされていたが、検討項目9「地域の基盤」の地域自治組織(1)に盛り込み済み。
- ・ (その他)「行政」という表記については、検討項目3「行政の役割と責務」での検討しだいで文言を整理することとされていたが、検討項目3で「行政」が区長及び行政委員会を指すこととしたことから、「行政」として整理する。

検討項目9「地域の基盤」の留意事項及び覚書き

- ・ 留意事項として整理していた“地域自治組織(3)「必要な措置」とは、人、もの、金、情報等をいう”との事項を覚書きに移行する。これは、「条例に盛り込むべき事項と留意事項」シートにおける各欄の使い方の変更にとまなう措置である。

、検討項目10～15、17～20の検討方法について

全体討議により、検討項目10～15、17～20の検討の内容及び検討順序(今後の検討方針)について検討の結果、以下の順序でワークショップを行い、検討していくことが合意された。

全体討議の詳細は別紙のとおり。

- 1) 検討項目10「外国人」、検討項目11「暮らし方の多様性」、検討項目12「安心安全」、検討項目15「教育」、検討項目20「子ども」…4つの検討項目を一括してワークショップを行う。
- 2) 検討項目17「国・他自治体との連携」、検討項目18「進行管理委員会」、検討項目19「改正手続き」…3つの検討項目を一括してワークショップを行う。
- 3) 検討項目0「前文」(「平和」を含む)…検討方法は運営会で検討する。

6 事務連絡

次回ワークショップは新しい班編制で行うこととする。

以上

第46回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	46回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	×
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	×
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	×
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	×
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			21

事務連絡等

委員 確認したいことがある。5月13日の区民検討会議の議事録の出席者名簿に、喜治賢次委員の名前がある。中野区長の選挙に立候補されたと聞きました。中野区に対する思いもあると思う。新宿区の区民検討委員としての資格があるかどうか。立候補するということは、命を中野区にささげるといふことで決意したと思うので、こちらとしては、どのようにするのか。

事務局 区民検討会議の委員の資格としては、欠格事由にはなっていません。よって、他の区長選に立候補したからといって、直接区民検討委員の資格を喪失することにはなっていません。喜治委員の考え方等をお尋ねする必要があるということで、事務局から連絡していますが、今日現在、連絡がついていません。今後、喜治委員については、区民検討委員としてどのように関わっていきたいのかについて本人の意向を聞いて、判断していくことになります。

現行においては、区民検討委員の資格を喪失するという規定になっていないので、本人の意思をもって、辞めるか続けるかを判断していくことになります。

全体討議の進め方説明

ファシリテーター 全体討議の進め方を説明します。【資料2】第 46 回区民検討会議 全体討議の進め方 をご覧下さい。本日の目的は、【資料4】条例に盛り込むべき事項と留意点 運営会整理案 を基に、これまで検討してきた検討項目の「条例に盛り込むべき事項と留意点」にある、留意事項と覚書きの整理をします。これまで検討した留意事項と覚書きについて、他の検討項目の検討結果等により整理できる事項の確認や、これまでの検討の過程を踏まえて整理できる文言等について検討します。この【資料4】条例に盛り込むべき事項と留意点 運営会整理案 が終わったら、【資料5】検討項目 10～15、17～20 の検討方針(運営会案)について、検討します。

全体討議（条例に盛り込むべき事項の留意点と覚書きについて）

ファシリテーター はじめに、【資料4】条例に盛り込むべき事項と留意点 運営会整理案について進めていきます。進め方は、まず、【資料4】に沿って、1.「条例の基本的考え方」から検討項目順に進めます。検討項目ごとに、運営会より報告し、確認及び検討を行います。それが終わったら、その他、「条例に盛り込むべき事項と留意点」について、整理できる内容があれば提案していただき検討を行います。よろしくをお願いします。

まず、運営会から報告をお願いします。

高野委員 【資料4 - 1】「条例に盛り込むべき事項と留意点」について、1.「条例の基本的考え方」をご覧ください。覚書きの丸印がつけられているところだけ読みます。その他は、そのまま覚書きとして残します。

「区民(住民)主権」については、次の検討項目2「住民(区民)の権利と責務」などで引き続き検討するに対して、検討項目2「住民(区民)の権利と責務」で検討済みとしますがよろしいですか。

また、次の丸印として、区民(住民)・議会・行政の役割(権利・責務)については、区民(住民)の権利と役割とするか、権利と責務とするか、議会の役割と責務、行政の役割と責務なのかについては、検討した後に表現を改めるということで、区民の権利と責務、議会の役割と責務、行政の役割と責務となったため、「区民・議会・行政の役割等」とするか「区民の権利と責務並びに議会及び行政の役割と責務」とするか検討すると書いてあります。事前に運営会で話し合っ、後者の「区民の権利と責務並びに議会及び行政の役割と責務」としたいと考えています。極力短くしたいという意見もあると思いますが、後者にすることで、よりわかりやすく、的確と考えました。区民は権利と責務で、議会と行政は役割と責務についてだから、ここは、長くなっても後者の言葉にしたらどうかということになりました。

これらを、みなさんにお示して検討していただきたいと思います。

ファシリテーター では、最初の方の「区民(住民)主権」については、次の検討項目2「住民(区民)の権利と責務」などで引き続き検討することについては、検討項目2「住民(区民)の権利と責務」で検討済みということではよろしいですか。

異議がないようなので、合意とします。

次に、2つ目の丸印の議論に移ります。運営会案としては、後者の「区民の権利と責務並びに議会及び行政の役割と責務」になりましたが、意見はありますか。

事務局 元の文章を読んだ方が良いと思います。

高野委員 原文を読みます。「理念(原則)に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、区民・議会・行政の役割(権利・責務)を明らかにする」というところの、「区民・議会・行政の役割」の文面を「区民の権利と責務並びに議会及び行政の役割と責務」と書きかえて、明らかにしました。

ファシリテーター 運営会案でよろしいですか。

異議がないので、合意とします。

次に、【資料4 - 2】条例に盛り込むべき事項と留意点 2. 住民(区民)の権利と責務に移ります。まず運営会からの報告をお願いします。

高野委員 検討項目5「住民参加の仕組み」及び検討項目8「住民投票」で検討すると整理されたもの中で、「住民投票の権利」については、検討項目8「住民投票」の中で検討するというものでした。住民投票については検討項目8で盛り込み済みなので、検討済みと整理したいと思います。

また、「財政への提言」については、検討項目4「行政運営」及び検討項目16「税財政」で検討するということが、検討項目4、16で検討済みです。ご確認ください。

さらに、検討項目の名称「住民(区民)の権利と責務」を「区民の権利と責務」に修正したいと思います。このように修正してよろしいでしょうか。

ファシリテーター 今の報告について意見はありますか。

異議がないようなので、合意とします。

では、次に【資料4 - 3】条例に盛り込むべき事項と留意点 5. 区民参加の仕組み に移ります。では、運営会の報告をお願いします。

高野委員 まず、地域自治のところは、「区は、区民参加を推進するため、地域自治組織を強化しなければならない」という原文になっています。その中で、コミュニティの必要性については、検討項目9「地域の基盤」で検討するという話がありました。それは、検討項目9「地域の基盤」、地域自治組織の機能として、「地域社会(コミュニティ)の活性化」を盛り込み済みということによろしいですか。

また、地域自治組織の権限については、検討項目9「地域の基盤」で検討することは、検討項目9「地域の基盤」で地域自治組織の機能として盛り込み済みであることを確認していただきたいと思います。

議会の役割と責務の項目の中では、議会への提案、議会への参加については、検討項目7「議会の役割と責務」で検討するとしていました。これらは、検討項目7「議会の役割と責務」で検討済みかと思います。【資料4 - 6】条例に盛り込むべき事項と留意点のうち、7. 「議会の役割と責務」の中の責務の(4)に、“議会は、多様な方法により議会運営に関する区民と住民との情報の共有に努め、説明責任を果たさなければならない”という部分で検討しているということを確認してください。

さらに、その他の部分で、「行政」の表現については検討項目3「行政の役割と責務」を検討しだい、文言を整理することとしていました。検討項目3「行政の役割と責務」で「執行機関」でなく「行政」という表現を用いるとし、区長及び行政委員会を指すことにしましたので、削除してよろしいですか。

ファシリテーター 今の報告について意見はありますか。

委員 今の会議の進め方で、確認事項と書いてあることは、個人的には確認できていない。昔のことなので、うろ覚えになっている。運営会の委員の方々が本当に賛成されているのであれば、私は賛成である。

事務局 1つの項目ずつ確認した方が良いと思います。

高野委員 コミュニティの必要性については、次の【資料4 - 4】条例に盛り込むべき事項と留意点 9. 地域の基盤のうち、(2)の が区民(住民)の区政参加が区民の区政参加に変わったということが1つです。

次の地域自治組織の権限は、【資料4 - 4】条例に盛り込むべき事項と留意点 9. 地域の基盤のうち、(1)の“区は地域の特性をふまえた住民の自治を尊重し、区民が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとする”ということで合意したということを確認してください。

次の「行政」の表現については、主語を「執行機関」ではなく、「行政」に変えているということで、区長及び行政委員会を指すということで確認してください。

ファシリテーター これでよろしいですか。

異議がないので合意とします。

次に【資料4 - 4】条例に盛り込むべき事項と留意点 9. 地域の基盤に移ります。まず運営会からの報告をお願いします。

高野委員 ここでは、今まで留意事項であった『(3)の「必要な措置」とは人、もの、金、情報等をいう』を覚書に移行させたことを確認してください。

ファシリテーター 留意事項と覚書の違いを説明して下さい。

事務局 「条例に盛り込むべき事項と留意点」というシートでは、条例に盛り込むべき事項として掲げた中身の内容を具体的に補足するときは、従来、留意事項欄に記述していました。現在、盛り込むべき事項の具体的な中身の説明を覚書の中で記述するようになったので、留意事項として書いていたことを、同じ文言で覚書に移行したということです。盛り込むべき事項の補足説明になるので、覚書として残していくこととなります。書く場所の位置の変更ということでご理解していただきたいと思います。

委員 留意事項はいずれ無くなるということか。

高野委員 検討して解決すれば、無くなる。

委員 覚書は残るのか。

ファシリテーター 残ります。

これでよろしいですか。

では、合意とします。

留意事項と覚書についての運営会からの報告はここまでです。

次に、【資料4 - 1】から【資料4 - 7】までの中で、今までの検討の中で検討済みと整理できるのではないかという意見がありましたら、提案していただきたいと思います。

委員 安全安心については後ほど検討するのか。

高野委員 今日の次の段階で議論する。

ファシリテーター 今、【資料4】について話していて、次の【資料5】検討項目10～15、17～20の検討方針(運営会案)については、この後、議論します。

委員 分かった。

林ファシリテーター 他にはありますか。では、急に言われても分からないこともあると思うので、気づいたときに提案していただくということよろしいですか。

では、【資料4】はここで終わりにします。

全体討議（検討項目10～15及び17～20の検討方法について）

ファシリテーター 【資料5】検討項目10～15、17～20の検討方針(運営会案) をご覧下さい。まず、運営会からの報告をお願いします。

高野委員 【資料5】検討項目10～15、17～20の検討方針(運営会案) は3つに分かれています。

一番左の欄で、区民検討会議の検討項目として、網掛けがされているところは、検討済みのところ。真ん中の欄で、未検討項目とその取扱いについてということで、網掛けしているところと、そうではないところがあります。それから、右側の欄には、今後の検討方針案として順番がつけられています。

左の欄で、網掛けしているところは、検討項目1～9、16であり、検討済みです。

真ん中の未検討項目とその取扱いについてですが、前文については、前文で検討を行うとされたことを踏まえて検討します。そして、検討項目10「外国人」、検討項目11「暮らし方の多様性」は合わせて検討するということを考えています。検討項目12「安全安心」については、「区民の権利」で盛り込み済みと書いています。先程の【資料4 - 2】条例に盛り込むべき事項と留意点 2. 住民(区民)の権利と責務 の中で、「区民の権利」の(3)に“区民は、安全で安心に暮らす権利を有する”と盛り込んでいるので、検討しないと考えています。そして、検討項目13「環境」については、前文で検討するというので網掛けがしてあります。検討項目14「平和・人権」については、「平和」は前文で検討しますが、「人権」については、【資料4 - 1】条例に盛り込むべき事項と留意点 1. 条例の基本的考え方の中で、基本理念の(2)に“新宿区は、人権を尊重し、ひとりひとりを大切に作る区政を行う”というところで盛り込み済みです。検討項目15「教育」は1つとして考えていきます。そして、検討項目17「国・他自治体との連携」、18「進行管理委員会」、19「改正手続き」、20「子ども」が未検討項目としてあります。

そこで、今後どのように検討していくかということで、今後の検討方針案があります。検討順序1が検討項目10「外国人」と11「暮らし方の多様性」、検討項目15「教育」、検討項目20「子ども」をまとめてワークショップをしたいと思います。次に、検討順序2は検討項目17「国・他自治体との連携」、検討項目18「進行管理委員会」、検討項目19「改正手続き」を1つにまとめてワークショップをします。そして、最後に検討順序3として、「平和」を含めて検討項目0「前文」を検討していきたいと考えました。

ファシリテーター 今の報告について質問や意見はありますか。

委員 検討項目12「安全安心」について、【資料4 - 2】条例に盛り込むべき事項と留意点 2. 住民(区民)の権利と責務 の中の「区民の権利」に盛り込まれているという説明があった。しかし、本当に良いのかどうかを踏まえて検討したい。

私は、危機管理について何度も意見している。「安全安心」は区民が暮らす上で必要なことである。範囲も広く、奥も深い。範囲が広いということは、全ての行政に関わるという意味で、奥が深いということは、安心は同じことを見ても人それぞれで受け取り方が違うということの意味している。

そこで提案したいのは、新宿区の安全安心について、行政はどのように考えてきたのか、現

在はどのような考えなのか、これからどのようにするか、「安全安心」についての条例はあるが、それを運用するにあたって、課題、問題があったのかを責任者に出てきてもらって、説明を聞くことが大切である。それを聞いたうえで、この条例で「安全安心」をどのように位置付けるかを考えていただきたいと思う。

このように提案する理由の1つは、新宿区の安全安心に関わる行政の実態を知らないといけないと思う。2つ目は、事実を知った上で、ここに書いているだけで良いのか、総論で書くのか、独立した条文で設けるべきかをそれぞれの委員で判断したほうが良い。しかし、そのようなことが無い上で、【資料4 - 2】条例に盛り込むべき事項と留意点 2. 住民(区民)の権利と責務 の中で、「区民の権利」の(3)に書いているから終わりということは考えが浅いと思う。そのようなことを踏まえて、行政の担当者に実態を聞いた上で判断することを提案する。

ファシリテーター 今の意見は、【資料4 - 2】条例に盛り込むべき事項と留意点 2. 住民(区民)の権利と責務 の中の、「区民の権利」の(3)で“区民は、安全で安心に暮らす権利を有する ”と いうところだけでは足りないということですね。

委員 「区民の権利」の 1 項目だけでとらえてしまって良いのかどうか。もう少し、次元をあげて、考える必要があるという気持ちである。

委員 そこまで、自治基本条例で踏み込むのか。例えば、議会の話をしたときにも、議会の政治倫理条例にも我々は踏み込まないということで話をした。

委員 私も「安全安心」の捉え方は、根本的には先程の意見と同じである。それを自治基本条例でどのように表現していくのかということでは、このような表現で良いと思う。しかし、今、新宿区にある「安全安心」についての条例は、防犯、防災を中心にした条例になっている。先ほどの意見のように「安全安心」が幅広い範囲にわたるという意見であった。まちづくりそのものだという意見もある。私も「安全安心」は非常に重要なことだと思う。過去、様々な場で議論してきた。「安全安心」については、だんだん整理がされてきた。また、その中で足りない部分がある。例えば、テロに対してや医療のことの危機管理である。新宿区で過去にバスのハイジャックがあって炎上した。そのときに、新宿区は熱傷患者をどこに搬送してどのようにするかが決まっていなかった。そのようなことを踏まえて、自治基本条例に盛り込むには幅広すぎるので、この部分はこのような意味を持っていて、別途、具体的で実現可能な条例を付与するということはどうか。

委員 現在ある条例は、本当に良いのかどうかという疑問がある。そのようなことを踏まえて、「安全安心」を知らないで議論して良いのかという疑問もある。現在ある条例をどのように運用されているかを踏まえて議論したい。

委員 一般的な「安全安心」は分かる。例えば、大砲が打ち込まれたという過去があり、テロの脅威がある。今でも自分たちが狙われているのではないかという危機感がある。危機感があるから、自分たちでパトロールを始める。そのような危険を予想される、危険であったということがあったので、そのようなことも「安全安心」に含むのかどうかということに興味がある。そこまで踏み込まないと「安全安心」は守っていけない。

委員 私はそこまで深く「安全安心」を考えていなかった。自治基本条例はなるべく簡潔で誰もが分かるものにしてほしい。よって、「安全安心」については個別条例として検討してはどうか。

委員 そもそも、「安全安心」を項目として立てるときに、新宿区独特のものがあるという話をした。防衛省も自治体もあるという特別な環境である。独特なものであるから、「安全安心」の項目を設けて、議論するというみなさんの合意で「安全安心」を項目として立てた。【資料5】検討項目10～15、17～20の検討方針(運営会案)では、「安全安心」が網掛けになっている。後で議論すると言っているが、「区民の権利」の1行で終わっている。1行で終わらせるということは良いものか。もっと想いを載せていくべきだ。

ファシリテーター 他に意見はありますか。今までの意見を整理すると、「安全安心」は範囲が広く、奥が深いので、再度検討したいという意見と、逆に自治基本条例で謳うには細かくて踏み込めないで、「区民の権利」に書いて、個別の条例で細かいことを決めるという意見があります。他に意見はありますか。

委員 「安全安心」は新宿区の自治基本条例をつくる上で、1つの特色になる。新宿区は国際都市であり、テロの標的になる可能性もある。自衛隊もある。医療センターには危険な施設もある。そのような場合の危機管理について新宿区の意識を高める必要がある。そのためにも、基本条例として、強調するべきだ。

牛山教授 「安全安心」を復活して議論するということは、みなさんの意見で決めていただければ良いと思います。しかし、「区民の権利」に書いていただけだから軽いというわけではないと思います。少なくとも、「安全で安心に暮らす権利」を規定している自治基本条例は少ないと思います。そのような意味で、「安全安心」を重く受け止めて、新宿区民の権利として掲げることは軽くないですし、そのような前提で運営会も盛り込んだので、今回はこれでいかがですかという提案をしています。決して、簡単に消したということではなく、そのような検討経過です。ここで議論すると決めれば、議論したら良いと思いますが、そのようなことを確認してください。「安全安心」を議論するのであれば、個人的には何を書くのが難しいとは思っていますが、みなさんが「安全安心」の規定を自治基本条例におくと判断されたならばそれで良いと思います。ただ、今回、「区民の権利」に「安全安心に暮らす権利」が書かれたので、新宿区は義務を負うので、軽いことではないと思います。その上で、「安全安心」を自治基本条例に書くときに、どのような条文が想定して考えていただきたいと思います。

委員 検討項目を全て見ると、「安全安心」はほとんどの項目にかかると思う。例えば、インフルエンザの予防接種は危機管理である。1つの条項だけで済まして良いのかどうか。結論を出すためには、現在の条例が機能しているのか、課題は何か、課題を解決するためにはどのようにするのか、などを議論したい。そのためには、実態を知らないといけない。それから、個別条例にするには、多くのことに関わるということを踏まえないといけない。そのようなことから、多くの人たちが検討すべきだと思う。

ファシリテーター 運営会の中でも、「安全安心」について話しましたが、どのようなことを自治基本条例に盛り込むかを考えると、なかなか具体的に盛り込むイメージがわきませんでした。そこで、

「区民の権利」として謳っていることから、自治基本条例としては、ここで盛り込んでいることで良いというまとめになりました。

委員 範囲が広いことであるから、どのように具体的に盛り込むかをずっと考えてきた。盛り込むには、何の安全かを一つ一つ挙げるよりも、「安全安心」の権利としてあげればまとまると考えた。個別に考えて、それ以外はどのようにするかと揚げ足を取られるよりも、包括して考えるという話が運営会でされた。

委員 範囲が広い、内容が分からないから、この程度で良いということではない。現在の条例を承知しているのか。実態を知って、議論するべきだ。

牛山教授 先程も申し上げましたが、私は、この程度とは思っていません。一つ一つ検討することは大切ですが、平和、人権、教育や、今まで決めてきたことについては、実態について検討していません。個別具体政策について、実態を知らなければ議論できないということであれば、平和、人権、教育、環境について新宿区の条例を全て洗い出して、実態を検証しなければ、議論できないという論法になるのではないのでしょうか。

委員 個々の条例を全て洗い出すということではない。他のものと違い、「安全安心」は行政全体に関わるということを言いたい。

牛山教授 私は、「安全安心」を外したほうが良いということを行っているわけではありません。やれるのであれば、みなさんの合意でやれば良いと思います。しかし、やる前提が、条例を見ていないから分からないのに、決められないという前提なので、他のことにも当てはまります。そうではなくて、「安全安心」が大事だからということで、みなさんで議論するのであれば、私は良いと思います。

委員 「区民の権利」に入っているから良いという意見には納得できないということには同感である。運営会では、そのようになったとしても、みなさんが項目として立てたいということであれば、項目を残せば良い。

委員 検討する前に、実態を知らなければならない。安全安心条例だけは聞く理由は、行政全体に関わることだからである。そこで、提案したのは、担当者に来ていただいて、話を聞きたい。その後で、どのようにするかを議論するべきである。

委員 よく分からない。「安全安心」は本当に大事なのは皆分かっている。しかし、行政のやり方が正しいかどうかはわからない。正しいかどうかを判断できない。自分たちが分からない部分はふれないで、抑えて条例に関わってきた。その部分について、危機管理の方を呼んで、話を聞いても、なるほどと思って終わりである。そのために時間を割くのか、「安全安心」をワークショップで議論するのかを明確にしてほしい。本当であれば、このような項目でこのように議論したいということを書いてほしい。行政の担当者呼んで議論しても分からないと思う。

委員 分からないのに、議論できないと思う。今されていることが正しいかどうかではなく、何かやりにくいことがあるのかに注目するべきである。素人は実態を聞いて、今ある条例でまかなえると思えば今のままで良いのではないか。仮に、担当者がこの条例では、ここが落ちているという話があれば、安全安心条例の根拠立てを明確にするなどの判断の材料にすれば良い。

牛山教授 「安全安心」だけが全体に関わるかどうかは議論しても結論は出ないと思います。教育、環境だって行政全体に関わるという意見があると思います。そのようなことを言い出したら、個別の政策全てを洗い出して、新宿区のことを分かってから議論しなければいけません。そうではなく、区民の目線から「安全安心」が大事だから、盛り込んでほしいことを議論していただければ良いと思います。私は、「安全安心」が大事だということであれば、どのようなことが書けるかを議論しないと、この後の項目全て同じように実態を知らないで議論できないということになります。やめようという意見はないので、「安全安心」の項目は残して、みなさんで議論したほうが良いと思います。

委員 私も賛成である。「区民の権利」の1つとして入れたことで基本的には良いとは思っているが、みなさんの意見がもっと議論したいということであれば、それで良いと思う。しかし、ここは、日々暮らしていて、感じることを、考えることを基本にして出して、まとめて条例にすることをやってきた。当然、今の新宿区の問題点などを聞く必要があったかもしれないが、それよりも、自分たちの生活の中からの目線を大事にしてきた。今までのやり方を踏襲して、皆の意見を出していくことから始まるべきである。そして、自治基本条例の中にどこまで書き込むのか、書き込めるかを最終的に判断していくべきだと思う。

委員 「安全安心」が大事なことはよく分かる。自治基本条例にこのように謳っていけば、完成した時に、この条例に照らして、現在の安全安心条例を見直すということはないのか。現在の安全安心条例は防犯、防災のことしか書いていなく、もっと幅広く安全安心を考えたいという意見なのか。

委員 基本はそうのように考えている。

委員 「区民は、安全で安心に暮らす権利を有する」ことを謳って、その条例を見直すのか。

委員 当然見直しはすると思う。しかし、運用されている条例に問題があるのかを知った上で提言するべきだと思う。

ファシリテーター つまり、「安全安心」について検討項目として残すということですね。やり方としては、今までの進め方のように、みなさんが考える「安全安心」は何かを出しあって、そこから検討するということではいかがですか。

委員 みなさんがそれで良ければ良いが、実務者として、個人的に疑問が残る。実態を知ったうえで、判断するということである。

牛山教授 私が聞いた質問はいかがですか。ここだけ、なぜなのか。そのようにすると、これからの項目全てについて、担当者と呼ぶことになります。私は大学で危機管理研究センターを設置していて、これが個別政策分野として語られるときもあるし、漠然とした区民の安全として語られるときもあります。個々の政策担当者と呼んだとしても、全体のことについて聞くことはできないと思います。

委員 私は、全て担当者と呼ぶとは言っていない。「安全安心」は他とは違い、行政全てに関わることである。

委員 「行政の役割と責務」の(1)に「行政は、自らの判断と責任の下、区民が安心して豊かな生活

を営めるよう努めなければならない」と書いている。これも、衣食住全てを含んだ「安全安心」だと考えたかどうか。

委員 参考意見として述べる。町会で災害復興模擬訓練ということを行っている。一種のまちづくりであり、大震災が終わったあとのまちはどのようにあるべきかを行っている。私の町内は消防車が入ってくるような道が少ない。やはり区としてマスタープランをつくらないといけない。行政には、ある程度の形を作ってほしいという話をしている。進め方は、牛山教授の提案で十分である。しかし、私は切実に感じているので、危機管理課の担当を呼んで話を聞いても良いと思う。

委員 ここだけレクチャーするのはどうか。私の町内でも消防車が来られないような細い道があり、「安全安心」を大事だと考えている。しかし、昔からの古い街並みを守るというグループもあり大変である。1つの意見を聞いても駄目だと思う。「安全安心」を1つの項目とするのであれば、今までのように、ワークショップで自分の町内はどのようなところで悩み、どのようにしたいかを考えて議論したい。そこで、残していくもの、無くすものを判断していくべきである。ここだけレクチャーを受けるのは、時間としても掛かってしまうので、レクチャーではなく、ワークショップをするべきだ。

委員 総論、各論があると思う。各論はそれぞれの立場によって、様々だろう。1つの案として危機管理の方に説明しに来ていただくということではなく、現状をA4、2枚ぐらいにまとめて、みなさんに配布していただければ、総論も認識でき、各論で議論が出来ると思う。

委員 通学路などのようなものも「安全安心」に含まれる。実際は防災だけではない。自分で考えた意見を出さないと難しいと思う。具体性がありすぎると、文としてつけれないと思う。

牛山教授 先に説明を聞くとすると、どのような説明になるか、どうしてここだけという議論になると思います。ワークショップを行って、みなさんが議論して、必要があれば、来てもらうということはどうですか。みなさんで議論してみて、分からないから議論できないということがあれば、来てもらうということであれば、ここだけレクチャーをする必要があると思います。

委員 私はそうではない。つまり、行政は範囲が広いので、すべてに関わるから、それを知ったうえで判断したい。

牛山教授 具体的には、何課を呼んで、レクチャーをするのでしょうか。

委員 「安全安心」を担当している課である。

委員 それは、防犯、防災だけである。

委員 それが問題である。危機管理は防災、防犯だけではない。

牛山教授 レクチャーを受けるのであれば、どこから受けるのでしょうか。「安全安心」は幅広いということには分かったので、そのようなことを踏まえて、どこからレクチャーを受けるのでしょうか。

事務局 大体区の半分程の課長が集まっていたら良いと思います。危機管理課長だけでは防災、防犯の範囲に限定されると思います。食品の安全や通学路の安全なども含めると、ほとんど全ての課を呼んで、お話を聞かないと、それらの話を総合的に聞けないと思います。

牛山教授 そのようなことから、みなさんで議論して、必要なことについて担当課長を呼んで話を聞

くということなら分かりますが、いかがですか。

委員 仮に、実務者の話を聞いて、私たちが何かを言ったところで改善できるのか。私たちが聞いたときに問題が分かったとしても、区民検討委員に直す権利があるのか。これだけ、皆が問題であると言っているのに、項目として残して、ワークショップをして検討した後に考えれば良いと思う。

委員 問題点あるのであれば、行政が動けるように、明確に位置付けることが私たちの仕事ではないのか。

委員 ワークショップでどのように話すかという話であった。その話に戻したい。

委員 「安全安心」が大事なのは分かっている。自治基本条例に区民の権利として書けば良いと思う。行政がそれにあわせて対処するはずである。細かいことばかり出てくるので、レクチャーもワークショップも要らないと思う。

ファシリテーター 「安全安心」の項目を立てて、ワークショップをするという意見と、レクチャーをしてから議論するか、ワークショップをしてから、必要に応じて議論をするかという意見が出ています。私の思いからすると、細かいことばかりで、収集がつかないと思います。行政が動きやすいようにしたいというお気持ちからすると、「区民の権利」、「行政の役割と責務」で謳っていることで整合性を取れると思います。「安全安心」では漠然としているので、何のことか分かりません。今までも、細かいことは個別の条例に委任するというところで行ってきたので、それを検討項目として載せることはみなさんで議論したら良いと思いますが、どのように載せるかのイメージがつかえません。

牛山教授 これだけ、みなさんから議論したほうが良いという意見が出ていて、議論するかどうかの話は時間ももたないと思います。運営会案とは違いますが、「安全安心」は項目として戻して、議論することで良いのではないのでしょうか。そして、逆説的で、幅広く考えるとすると、それだけ担当職員を呼んでこないと分からない現状があると思います。

委員 それは違う。

牛山教授 では、具体的に誰を呼ぶのでしょうか。

委員 実態が分からないから言っている。どのようなところがどのような仕事をしているかが分からないといけない。

委員 政府はまず「安全安心」を確保することから始まった。「夜警国家」というんでしょうか。「安全安心」を守ることが政府の役割であり、全てのことに関わってくると思う。1つ1つ検討するということは大変である。ワークショップもレクチャーも必要ないと思う。

ファシリテーター ワークショップをやる方向に話は進んでいると思うので、ワークショップはやることでよろしいですか。

委員 今まで話しているようなことは、運営会でも意見が出て、今日に至っている。それを1人が反対しているからワークショップをやるということであれば、これからどうするのか。ワークショップをやるということではなく、1人1人、いかに「安全安心」が重要かを語っているだけである。これは、重要ではないと言っている人はいない。自治基本条例にどのように盛り込むかを考え

ているのであって、「安全安心」だけを考えているわけではない。今までつみあげてきたことを尊重してもらいたい。

委員 「安全安心」は日本の自治体の中でも、最も重い位置にいるのが新宿区だと思う。よって、これを別途取り上げて項目として立てることには賛成である。新宿区が自治基本条例で最後の砦を守るために歯止めをかけることが重要である。「安全安心」は他の自治体でもあると思うが、新宿区は何を重要と考え、プロテクトするかである。例えば、食品の安全などは、新宿区ができることは限られていると思う。安全については住民の力が出てくるころだと思う。様々な条例があるが、一般的な条例になっていて、管理するのは、住んでいる人ではない。住んでいる人の目線からの最後の砦とは何かを議論するための「安全安心」の項目を立てることに賛成である。今までそのような議論がされていないのであれば、ワークショップをすることには賛成である。

委員 「運営会で議論したから」という言い方は違う。自分たちが決めたからという圧力を感じる。運営会でどのような議論がなされたとしても、1回、全体会に戻して、皆の意見を聞くべきである。そうでなければ、ここに来ている意味がない。そのような考え方はなおしてほしい。

委員 圧力をかけたり、黙れとは言っていない。全体会議を、尊重するのは当然で、運営会の決定に従えとは言っていない。

ファシリテーター では、ワークショップを行うということによろしいですか。

牛山教授 ワークショップをやるかどうかということよりも、検討項目の網掛けを取って、未検討項目に入れて、もう1度議論して、中身を話し合っていくということですね。さらに、必要であれば、適した課の担当を呼んでレクチャーもあって良いと思います。そのような整理で良いと思いませんがいかがですか。

委員 今の牛山教授の進め方で良いと思う。「安全安心」に関して、以前も様々な議論が出たと思う。この中に、運営会案では盛り込み済みと書かれているが、前文に盛り込みたいという意見が、どこかで議論したときにあったと思う。「安全安心」は全体に関わることから、前文に入れるという話があった。よって、前文で「安全安心」について触れて、そのうえで項目で議論したい。

委員 環境と平和は前文に盛り込むことによろしいですか。

委員 「安全安心」は項目として立てて、ワークショップを行うということか。後の話であるが、「区民の権利」の中の「安全安心」の項目を決して外してほしくは無い。このような権利は全てに影響する大きなことであることを認識しながらワークショップをしたい。できれば、先ほどの委員から危機管理の話を10分程伺ってからワークショップに入れば良いと思う。あれだけの思いがあるから、おそらく条文まで考えているのである。それを聞かなければもったいない。

委員 先ほどからの「安全安心」のご発言は防犯、防災だけにとらわれていなく、みなさんも同じだと思う。よって、危機管理課だけではない。安全は教育でもあるという校長先生もいる。そして教育委員会も呼ばなければいけなくなってしまう。つまり、レクチャーは問題があったときに次のステップとするべきである。

ファシリテーター では、ワークショップを行います。その中から必要だと思ふことが出てきたら聞くということによろしいですか。

では、合意とします。

検討順序は1と2の間にするか、検討順序1に入れるか、どのようにしますか。検討順序1に3つの枠がありますが、これは1回のワークショップで行うという提案です。この中に「安全安心」も入れて検討順序1で検討するのか、「安全安心」だけ別にして検討するのか、確認させていただきます。

委員 同じ回ということは、同じ日に30分やったら次の枠を議論するということが。

ファシリテーター 同じ日の同じ回にやりますが、時間は各班に任せます。

事務局 【資料6】第46回 検討項目10「外国人」、11「暮らし方の多様性」、15「教育」、20「子ども」ワークショップまとめ をご覧下さい。これは、本日提案された運営会案に基づいて作成されていて、「外国人・暮らし方の多様性」、「教育」、「子ども」の3つの枠に分けています。同一回のワークショップでやることを前提に作成したワークショップのまとめのシートです。

今の合意を踏まえ、検討方針として、「安全安心」も合わせて1回のワークショップで議論するのか、それとも単独で「安全安心」だけ1回のワークショップでまとめるのかご議論いただきたいです。これまでの経験上、1回ワークショップをやると、ワークショップで各班意見をまとめ、次に運営会案をつくり、最後に全体で合意形成をするので、全体会が3回ぐらいかかります。「安全安心」を別にワークショップで行うのであれば、既定の会議回数を見直さないといけません。その点を踏まえて、「安全安心」も合わせて1回のワークショップで議論するのか、それとも単独で「安全安心」だけ1回のワークショップでまとめるのかご議論いただきたいです。会議の開催回数は運営会で整理させていただきたいと思います。

委員 「安全安心」は多岐に渡るということがみなさんの共通の認識であったと思う。そうであれば、「外国人」や「暮らし方の多様性」などと連携させて議論したほうが話しやすいと思うので、どこかに入れて合わせて議論したほうが良いと思う。

ファシリテーター 検討順序1に入れることによろしいですか。

委員 私も賛成である。これまで、検討項目10～15はその他という括りで考えていて、回数の問題もあるので、検討順序1の中に入れて良いと思う。

ファシリテーター 特に異論が無ければ、検討順序1に「安全安心」を入れて検討したいと思います。が、いかがですか。

では、合意とします。

他のところはよろしいですか。

早く全体討議が終わったら、ワークショップを行う予定でしたが、時間の都合で今からするのは難しいと思います。そこで、今日はこれで終わるか、ワークショップの個人ワークを行うかどうからにしましょうか。

委員 止めましょう。

ファシリテーター では、これで全体会議を終わることにします。

事務局 次回の進め方についてだけ、説明させてください。

今回は、ワークショップから入ります。本日配った【資料3】第46回区民検討会議 ワークショップの進め方 のワークショップの進め方説明から入ります。この手順でワークショップを進めるので、今回は、初めから班編成でスタートしたいと思います。班については、新たな班編成に変わります。

班編成はホワイトボードをご覧ください。この内容は開催通知にも同封します。

1班が高野委員、安田委員、今井委員、植木委員、山下委員、富井委員、徳永委員、三木委員です。

2班が野尻委員、大友委員、城委員、来栖委員、犬竹委員、井上委員、森山委員、水谷委員です。

3班が樋口委員、和田委員、中村委員、渡辺委員、黒川委員、吉川委員、田中委員、津吹委員です。

4班が土屋委員、斉藤委員、竹内委員、喜治委員、小林委員、古澤委員、河村委員です。
今回はこの班でワークショップを行いたいと思います。